

【スポーツ協会ジュニアクラブ用】

令和8年度 各務原市ジュニアクラブ認定申請手続き及び謝礼金支払い等の流れ

各務原市教育委員会

各務原市の学校部活動地域展開に関して、学校部活動の代わりに活動を行う団体を「ジュニアクラブ」と称する。「ジュニアクラブ」として活動するには、以下の要領で認定申請を行う。

1 ジュニアクラブ申請書類

○ジュニアクラブとして活動を開始するとき、関係スポーツ団体は、以下の様式（a～d、f）を用いて認定申請を行う。

- a (様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書
- b (様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿
- c (様式2-2) 各務原市ジュニアクラブ指導者名簿
- d (様式3) 活動計画書
- e (様式4) 各務原市ジュニアクラブ解散・休止届出書
- f ジュニアクラブ規約（ジュニアクラブ作成用）または、クラブ独自の会則
・各ジュニアクラブで作成する。

2 ジュニアクラブ認定申請書類等の提出及び、提出時期

(1) 提出先

- ・各務原市教育委員会学校教育課
※学校教育課よりスポーツ課へ提出

(2) ジュニアクラブ認定申請書類の提出

①令和7年度に引き続き令和8年度継続申請する場合

ア 令和8年4月末

- ・(様式2-2) 各務原市ジュニアクラブ指導者名簿
※会計処理のために毎年度当初に必要となる。
- ・ジュニアクラブ規約（ジュニアクラブ作成用）または、独自の会則
※令和8年度の新規書類となる。

イ 令和8年5月末

- ・(様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿※1年生の加入後の名簿
- ・(様式3) 活動計画書※毎年更新し、提出する書類となる。

ウ 令和8年10月末※3年生引退後の新体制時

- ・(様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿※3年生が引退した後の新体制の名簿

②スポーツ協会ジュニアクラブ新規発足時の場合

- ・(様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書
- ・(様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿
- ・(様式2-2) 各務原市ジュニアクラブ指導者名簿

- ・(様式3) 活動計画書
- ・ジュニアクラブ規約 (ジュニアクラブ作成用)

提出書類	令和8年度継続申請	令和8年度新規申請
(様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書		①令和8年4月末
	①令和8年10月末※新体制時	②令和8年10月末※新体制時
(様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿	①令和8年5月末※新1年生加入時	
	②令和8年10月末※新体制時	
(様式2-2) 各務原市ジュニアクラブ指導者名簿	令和8年4月末	
(様式3) 活動計画書	令和8年5月末	
(様式4) 各務原市ジュニアクラブ解散・休止届出書	解散・休止のときや、スポーツ協会ジュニアクラブへ変更するときなど。	
ジュニアクラブ規約	令和8年4月末	

※変更がある場合は、その都度提出する。

(3) 認定

- ・教育委員会にて認定した後、「(様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書」にて結果を報告する。

(4) 認定期間

- ・認定後より、3年間とする。※3年間が終了した後、改めて提出する。
- ・解散または休止するまでの期間

(5) 留意事項

- ・代表者や指導者の変更等、申請時と変更があったときは、変更した事項に係る書類を各務原市教育委員会学校教育課に提出する。
- ・市からの指導助言等に対して、適切に対応する。

3 書類の記入に係る主な留意事項

(1) (様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書

- ①申請にあたって、使用するジュニアクラブの名称は、民間スポーツクラブ等との混同を避けるため、「△△協会〇〇ジュニアクラブ」と市で認定された団体であることをわかるようにする。
※ジュニアクラブとして市の公共施設予約システムの利用者カードをつくる場合は、この名称で、認定申請に用いる様式で行える。
- ②「参加生徒数」は、申請時に所属している生徒数を記載する。なお、認定期間中(3年間)において、人数が変更しても「(様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿」を提出することにより、「(様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書」を提出する必要はない。
- ③申請を受理した各務原市教育委員会学校教育課は、代表者に結果を通知するとともに、スポーツ課と共有する。併せて、各中学校へ情報提供する。

(2) (様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿

■提出時期、提出先

- 5月末(毎年度) ※新1年生の加入完了後(3学年分となる)
- 10月末(毎年度) ※夏季中体連大会等終了後(1・2年生分となる)
- 教育委員会学校教育課に提出する。※学校教育課よりスポーツ課へ。
- ・既存名簿や加入申込書をもとに各団体で名簿を作成する。

ア 既存団体

- a 新1年生：4月に周知する募集要項により、加入申込情報が各務原市教育委員会学校教育課に提出されるため、提出され次第、各団体に送付する。
- b 新2・3年生：年度末に団体から直接、クラブ員へ継続意向を確認する。

イ 新規団体

- a 新1年生：4月に配布する募集要項により、加入申込情報が各務原市教育委員会学校教育課に提出されるため、提出され次第、各団体に送付する。
- b 部活動が設置されている学校の新2・3年生：年度末に顧問から直接、クラブ員へ継続意向を確認する。
- c 部活動が設置されていない学校の新2・3年生：4月に配布する募集要項により、加入申込情報が各務原市教育委員会学校教育課に提出されるため、提出され次第、各団体に送付する。

(3) (様式2-2) 各務原市ジュニアクラブ指導者名簿

■提出時期、提出先

○4月末(毎年度)

○変更がある場合

○新規申請の場合は、新規申請時

○教育委員会学校教育課に提出する。※学校教育課よりスポーツ課へ。

- ・指導者については、「新規か継続か」「所有している指導者資格」を明記する。新規の場合は、マイナンバー・口座登録に係る書類を提出する。

(4) (様式3) 活動計画書

■提出時期、提出先

○5月末(毎年度)

○教育委員会学校教育課に提出する。※学校教育課よりスポーツ課へ。

①年度当初5月※毎年度更新となる書類

②活動計画書の中で、「主な活動日」については活動する曜日の欄に○、「主な活動時間」については、開始と終了の時刻を記載する。活動時間はガイドラインが示す基準を越えない。

③大会やコンクールについては、参加を予定する主なものを「5月△△協会春季大会」の要領で記載する。※練習試合は含めない。

(5) (様式4) 各務原市ジュニアクラブ解散・休止届出書

- ・ジュニアクラブを解散または、休止するときは、「(様式4) 各務原市ジュニアクラブ解散・休止届出書」を各務原市教育委員会学校教育課に提出する。スポーツ課と学校教育課で情報共有する。

(6) ジュニアクラブ規約(ジュニアクラブ作成用)または、クラブ独自の会則

■提出時期、提出先

○4月末

※今年度は、すべてのジュニアクラブが提出する書類となる。令和8年度以降、内容に変更がない場合は、年度ごとに提出する必要はない。ただし、内容に変更がある場合は、その都度提出する。

○教育委員会学校教育課に提出する。※学校教育課よりスポーツ課へ。

- ・ジュニアクラブは、以下に示す目的や活動内容、運営方法等が記された規約等を作成する。
 - ア. 総則（クラブの名称、事務局の所在地）
 - イ. 目的及び事業
 - ウ. クラブ員（入会資格、手続き、クラブ費等）
 - エ. 役員（役職、任期等）
 - オ. 会議（会議の種類、議決）
 - カ. 会計
 - キ. 細則（輸送、慶弔等）
 - ク. 規定の改定

4 指導者謝礼金の支払い

(1) 活動実績の報告

- ①認定されたジュニアクラブの活動は、各団体で作成する「月別活動計画書・報告書」に活動実績を記載し、月ごとに各務原市教育委員会スポーツ課に報告をする。
- ②各ジュニアクラブが岐阜県のガイドラインを遵守して活動しているかどうか（活動時間や休養日等）は、この実績報告をもとに確認する。

(2) 謝礼金の支払い

- ①実績報告を受けた各務原市教育委員会スポーツ課は、月ごとに時給1,000円で算出した謝礼金を、各指導者の個人口座に振り込む。
- ②指導者への謝礼金は、年間60日（休日50日、大会日10日）、210時間を上限に支払われる。指導者が複数人いる場合は、210時間（60日）の枠の中で分け合う。

【支払いの流れ】

